

建設産業担い手確保・育成事業 資料一覧

目 次

1. 「建設産業担い手確保・育成事業」事業概要	・・・・・・・・	1
2. 事業実施フロー	・・・・・・・・	2
3. (担い手確保事業) 募集要項	・・・・・・・・	3
4. (担い手確保事業) 仕様書	・・・・・・・・	8
5. (技術力向上等事業) 募集要項	・・・・・・・・	11
6. 建設産業担い手確保・育成事業 実施要領	・・・・・・・・	13
7. 〃 事務処理指針	・・・・・・・・	16
8. 提出書類様式一覧等 (受託企業等)	・・・・・・・・	21
9. 技能職種名称一覧	・・・・・・・・	49
10. 専任技術者資格区分の一覧表	・・・・・・・・	52
11. 建設労働者確保育成助成金対象教育	・・・・・・・・	55

平成28年度 建設産業担い手確保・育成事業

1 事業目的

将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保を図ることを目的として、平成26年6月に改正品確法等が公布されたところである。

については、改正品確法等の改正を踏まえ、地域経済・雇用を支える建設業が、「地域の担い手」として持続的に役割を果たせるよう、建設業の魅力を発信するとともに、担い手確保、技術力の向上に資する支援等を行い、若者が魅力を感じられる持続可能な建設業の振興を図る。

2 事業概要

(1) 担い手確保事業

新規の雇用者を対象に人件費及び研修費等を助成し、建設業における担い手確保を図る。

【対象者】

県内の建設企業に新たに雇用された建設労働者(技術者・技能労働者)

【実施内容】

- ① 新規雇用者の人件費の助成(1年間):30名程度
- ② 新人教育・研修等に係る研修費用等(OJT, OFF-JT)の助成

(2) 技術力向上等事業

建設技術者等を対象とした講習会などを行い、技術力の向上を図るとともに、建設企業に対する処遇改善に係る研修会等を実施し、建設業における労働環境改善を図ることにより、定着率の向上を図る。

【実施内容】

- ① 技術者セミナー
- ② 新規入職者研修
- ・③ 若手技術者等の定着率及び技術力向上に向けた研修
- ・④ 経営者向け労働環境改善等セミナー
- ⑤ 処遇改善のための専門家派遣 等

(3) 建設業魅力発信事業

建設業の魅力を発信するために、マスメディア等を活用した広報や教育機関での出前講座等を行うとともに、合同就職説明会の開催等を行い、建設業への若年・女性入職者の確保促進を図る。

【実施内容】

- ① マスメディア等を活用した広報活動
- ② 地域での建設業PR活動
- ・③ イメージアップイベント等の開催(若年・女性入職促進のPR等)
- ・④ 親子現場見学会の開催(高校生等とその保護者を対象に実施)
- ・⑤ 出前講座の実施(小・中・高校等)(関係団体等との更なる連携等による取組内容の拡充)
- ⑥ 合同就職説明会 等

※ 事業は、(一社)鹿児島県建設業協会に委託して実施予定。

産学官による「県建設産業担い手確保・育成ネットワーク協議会」から助言等を受けて、事業内容の詳細を検討予定。

3 事業費負担

- ・ 建設企業対象:(県1/2, 雇用主1/2)
- ・ その他:(県1/1)

平成28年度 建設産業担い手確保・育成事業
事業実施フロー【概要】

目標・成果等

求職者・
就労者

求職者

ハローワーク

担い手確保

・技術力の
向上
・処遇改善
・定着率の
向上

未就職者等

新規
就業

・建設業の
魅力向上
・新規就業
者の確保

建設業協会

建設業を営む者

【担い手確保事業】

- ・事業の周知・広報
- ・事業者の選定
- ・建設業者及び新規雇用者等への助言
- ・無料職業紹介所の活用

再委託
契約

- ・求人(ハローワーク)
- ・人材育成計画の作成・提出
- ・職場内教育・訓練(OJT)
- ・職場外研修・講習(OFF-JT)

【技術力向上等事業】

- ・技術者セミナー
- ・新規入職者研修
- ・若手技術者等の定着率及び技術力向上に向けた研修
- ・経営者向け労働環境改善等セミナー開催
- ・資格取得講習会
- ・処遇改善のためのアドバイザー派遣

支援

- 【企業】
- ・処遇改善の助言
- ・雇用管理相談等

- ・職場外研修・講習への参加
- 資格等取得
- ↓
- 資格手当等(賃金・一時金アップ)

訓練機関等

研修・講習

講師派遣等を依頼

【建設業魅力発信事業】

- ・マスメディア等を活用した広報活動
- ・地域での建設業PR活動
- ・イメージアップイベント等の開催
- ・親子現場見学会の開催
- ・教育機関での出前講座の実施(関係団体と地域振興局等と一体なった全県的な実施)
- ・合同就職説明会 等

事業の実施

- 【企業】
- ・現場見学会等への協力
- ・出前講座等への参加・協力
- ・各種イベントへの参加・協力
- ・就職説明会への参加・説明

鹿児島県

委託
契約

地域
振興局等

事業への
支援・
協力

参加

助言・協力・連携

施策の提言

訓練体系の構築
・指導者の養成

産・学・官
関係団体
・建設工事
専門団体

参加

建設産業担い手確保・育成
ネットワーク協議会
・(H27. 11. 25発足)

相互連携協力による
各団体個別取組

平成 28 年度 建設産業担い手確保・育成事業（担い手確保事業）募集要項
（一般社団法人）鹿児島県建設業協会

1 事業内容

(1) 目的

将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保を図ることを目的として、平成 26 年 6 月に改正品確法等が公布されたところである。

については、地域経済・雇用を支える建設業が、「地域の担い手」として持続的に役割を果たせるよう、建設業の魅力を発信するとともに、担い手確保、技術力の向上に資する支援等を行い、若者が魅力を感じられる持続可能な建設業の振興に取り組む。

(2) 実施方法

一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）が、業務委託した企業等（以下「受託企業等」という。）との契約により実施する。

(3) 事業実施期間

平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(4) 雇用期間等

雇用期間は、協会から受託企業等の決定を受けた日から平成 29 年 3 月末日までとする。

なお、事業の対象となる人件費等については、平成 29 年 2 月末日までの雇用実績に伴う経費額の確定した分を対象とする。

(5) 未就職者等（以下「新規雇用者」という。）の雇用

① 求人にとっては、広く就職の機会を提供するため、必ず公共職業安定所等を通じて募集・採用を行うものとし、求人申込を行う際は、建設産業担い手確保・育成事業である旨を窓口に出し出るものとする。

② 新規雇用する際は、次に掲げる書類により、本人が失業者または求職者であることの確認を行うものとする。

ア 雇用保険受給資格者証

イ 廃業届（税務署の受付印があるもの）

ウ 公共職業安定所の紹介状及び求職受付票

エ 履歴書、職務経歴書

オ その他、失業者または求職者であることを証明できるもの

③ 新規雇用者の住所が、鹿児島県内であることを履歴書その他により確認するものとする。

④ 県内の事業所において、建設労働者等（技能者、技術者）を志す者を期間雇用（10 か月以内）とするとともに、新規雇用者の計画的な人材育成を行うことにより、事業終了後も正規雇用として継続雇用するよう努めるものとする。

⑤ 新規雇用者に対して、職場での実務経験を積む OJT や職場外で講義等の研修を受講する OFF-JT の組み合わせにより人材育成を行う。

⑥ 新規雇用者の勤務日数は月 20 日程度、1 日 8 時間勤務とし、フルタイム勤務（研修を含む。）の常用雇用とする。

⑦ 委託事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守することとする。

2 募集要件

応募できる企業等（以下「受託希望企業等」という。）の要件は、以下のとおりとする。

(1) 鹿児島県内に本店を有し、建設業及び関連する事業（日本標準産業分類の大分類 D-建設業、及び大分類 L-学術研究、専門・技術サービス業のうち土木建築サービス業[742]に分類されるもの）を営む者であること

但し、技術者、技能者（事務職及び営業職を除く）を新規雇用する者であること

(2) 社会保険、労働保険に加入している事業所であること（適用除外事業所を除く。）

(3) 県税を滞納していないこと

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと

(5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと若しくは経営状態が著しく不健全である者でないこと

- (6) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

3 委託料

(1) 上限額

新規雇用者1人当たりの対象人件費は、3,408千円（消費税及び地方消費税を除く）以内とする。（社会保険料等の事業主負担分を含む）

委託料のうち、新規雇用者の人件費割合は、委託料の2分の1以上とする。

(2) 対象となる経費

① 新規雇用者の人件費

ア 賃金及び対象手当（自社の給与規定によること）

新規雇用者1人当たりの対象人件費は、当該年度における鹿児島県が定めた事業実施年度における公共工事設計労務単価に係る軽作業員の日額単価（13,400円）に1月当たりの勤務日数を乗じて得られた金額の範囲内（消費税及び地方消費税を除く）とする。

ただし、人件費相当額が基準で定める額を超える額については、受託企業等の負担とする。

また、自社の給与規定等により、既存の労務者よりも高い賃金になる場合は、既存の労務者等の賃金と同等程度を上限とする。

イ 通勤手当等の諸手当（通勤手当、出勤（精勤、皆勤）手当）

新規雇用者の雇用による人材育成のために直接関係する手当とする。

自社の給与規定に定められているものに限る。

ウ 社会保険料（保険料、労働保険料等に係る事業主負担分を含む。）

受託企業等は、雇用した新規雇用者について、社会保険の加入を行うこと。

エ 賞与等、企業等の社内規定において労働者への支給が義務づけられているもの。

② 人材育成計画に基づく研修等の経費

ア 研修機関でのOFF-JTの場合（本人負担相当分）

研修機関の入学料（入学金、登録料）、授業料（講座受講料、実習費、補講費）、教科書代や教材費、研修機関に通うための交通費、通信制講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費（泊まり込みの研修）、研修機関より貸与されるパソコン等の器材のレンタル費等。

ただし、受験料や免許登録に係る費用は対象外とする。

なお、公益社団法人鹿児島県労働基準協会等が実施する研修費用のうち、他の法律等により、給付等を受けられる場合は、関連法律等を優先することとし、助成対象外とする。

イ 受託企業等が自ら行うOFF-JTの場合

外部講師の派遣にかかる謝金及び旅費、教科書代や教材費、研修に必要な資材に係る費用等（教材費等については、鹿児島県が定める消耗品の範囲内とする）

ただし、謝金の算出においては、県の謝金規定によること

ウ 受託企業等によるOJTの場合

既存の従業員（役員及び個人事業主を除く。）が指導に当たる間の当該従業員への手当

新規雇用者がOJTで使用する資材に係る費用、ユニフォーム代等

(3) 新規雇用者が中途離職した場合の取扱い

新規雇用者が中途離職した場合は、離職の日までに実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用（当日までの賃金など）を対象経費とし、残余の額がある場合は、協会に返還するものとする。

(4) 各実施事業に係る助成率

受託企業等が実施する経費への助成率は、対象経費の1/2以内とする。

4 応募手続

(1) 応募期間

平成28年5月2日（月）～平成28年5月20日（金）（当日必着）

なお、所定の応募期間以降において、予定額に満たない場合は、追加募集を行う場合がある。

(2) 応募方法

次の応募書類を協会へ郵送又は持参する。

※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けない。

(3) 応募書類

① 応募申請書（様式第1号） 1部

② 事業計画書（様式第2号） 1部

《添付資料》

ア 納税証明書（県税の滞納の有無が分かるもの：県税の未納のない証明）

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書

※鹿児島県建設工事入札参加資格者名簿及び鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に掲載されている受託希望企業については、上記ア、イの提出は不要とする。

ウ 決算報告書（直近）のうち貸借対照表及び損益計算書の写し 1部

エ 研修機関でのOFF-JTを実施する場合は、研修機関等のパンフレット等 1部

③ その他協会が求める必要書類

ア 給与規程若しくは現在雇用している者で、直近に雇用した若年者の給与支給台帳等（給与月額及び採用日付の記録が確認できる書類を含む）

(4) 応募先

一般社団法人 鹿児島県建設業協会 人材育成対策室

〒890-8512

鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番10号 鹿児島県建設センター 5階

電話：099-230-0081

FAX：099-230-0082

（参考）ホームページ：<http://www.kakenkyo.com>

5 委託事業の手続

(1) 受託希望企業等は、協会に応募申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）その他必要な書類を提出するものとする。

(2) 受託希望企業等が事業計画書を作成する場合は、協会の助言を受けるものとする。

(3) 協会は、応募申請書等の内容を審査し別途定める「選定基準」により受託企業等を選考し、受託企業等を決定し、その結果を通知するものとする。

(4) 採択通知を受けた受託企業等は、協会に見積書（様式第3号）、見積内訳書（様式第3号2）及びその他必要書類を提出するものとする。

(5) 協会は、見積書の内容を審査の上適当と認めるときは、委託契約の相手方決定通知を行うとともに、委託の契約を行うものとする。

契約にあたり、受託企業等は、課税（免税）事業者届出書（様式4号）を提出するものとする。

受託企業等は、協会との委託契約締結後に県内の公共職業安定所等に求人申込を行い、紹介を受けた新規雇用者を選定する。

複数の求職の申し出があった場合は、若年者（40歳未満）等を優先的に雇用するものとする。

(6) 受託企業等は、公共職業安定所等への求人申込により就業希望者がいない場合は、協会に毎月報告するとともに、継続して公共職業安定所等に求人申込を行うものとする。

また、新規雇用者を選定して雇用を開始した後、事業の終了期間までに離職した場合も協会に速やかに報告（離職報告書 様式第17号）するとともに、新たな求人申込を公共職業安定所等に行うものとする。

(7) 経理の区分について

受託企業等は、この業務に係る経理を明確に区分するため、賃金等の支払をする前までに、専用口座を開設し、協会に対して、預金口座登録申出書（様式第5号）により報告すること

6 事業者の選定方法

受託希望企業等から送付された事業計画書（様式第2号）について内容を審査し、別途定める「選定基準」により、予算の執行状況を勘案し内部検討委員会で選定する。

なお、審査結果等の個別の状況等については、公表できない。

7 業務の進捗状況等の報告

業務の進捗状況等の報告は、次のとおりとする。

(1) 新規雇用報告書の提出

新規雇用者については、協会が指定する日までに新規雇用報告書（様式第6号）及び人材育成計画書（様式第7号）及び雇用台帳（様式第12号）を作成し、直ちに協会へ提出すること。

受託企業等は、雇用した者の希望する研修等について、効果的な人材育成計画を立てるものとする。

また、追加した新規雇用者があれば、その度に追加分の新規雇用報告書及び人材育成計画書を作成し、速やかに協会へ提出すること。

(2) 新規雇用者の雇用限度

新規雇用者への助成金は予算の範囲内となるため、受託企業等との再委託契約については概算契約とする。

(3) その他

受託企業等は、進捗状況について協会がその報告を求める場合には、随時報告するものとする。

8 委託事業費の実績報告

(1) 実績の報告

① 人材育成報告書の作成・提出

雇用した新規雇用者については、人材育成報告書（様式第8号）を作成し、期間満了・退職・解雇等で雇用期間が終了した場合は、速やかに協会に提出すること

② 委託業務終了届の提出

本委託業務の終了後、委託業務終了届（様式第9号）と併せて実績報告書（様式第10号）を作成し、平成29年3月4日までに協会へ提出すること

③ 新規雇用失業者に関する資料の提出

出勤及び給与支給を確認できる書類の写しを、上記8(1)②の委託業務終了届と併せて協会に提出すること

④ 収支報告書の提出

上記「3委託料」に該当する経費について、収支報告書（様式第11号）を作成し、上記8(1)②の委託業務終了届と併せて協会に提出すること

⑤ 検査

委託業務の完了を確認する検査時に、次の資料を確認する。

ア 当該事業により実施した研修のテキスト等

イ 委託料に関する資料（領収書、帳簿等）

ウ その他委託業務の実施に係る資料

⑥ 委託料の支払い

協会は、委託業務の完了検査後に受託企業等から請求書（様式第13号）による適正な請求を受けた場合は、委託契約に基づき受託企業等に委託料を支払うものとする。

また、協会が必要と認める時は、受託企業等は概算払いによる請求をすることができる。

協会は、受託企業等から概算払請求書（様式第14号）により、請求がなされたときは、内容を審査のうえ、予算の範囲内で必要な額を支払うものとする。

9 契約の解除等

受託企業等が次の各号の一に該当する場合には契約を解除し、委託料を支払わず、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行が不完全なとき

(2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき

(3) 契約の履行に当たり協会の指導に従わないとき又はその職務の遂行を妨げたとき

(4) 平成28年度中の協会が指定する日までに、新規雇用者の雇用が生じなかったとき

- (5) 新規雇用者又は既雇用者が暴力団員等と認められるとき(受託企業等の役員等を含む)
- (6) 故意又は重大な過失により委託者に損害を与えたとき
- (7) 労働基準法等及び関係法令等に違反する事象が認められるとき
- (8) 協会の指導・指示に従わないとき
- (9) その他、この募集要項及び鹿児島県が定める要領等に定める事項に違反したとき

10 特記事項

- (1) 秘密の保持等
受託企業等は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報保護受託企業等は、業務の処理上知り得た秘密が個人情報であるときは、別添「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱を適正に行わなければならない。
- (3) 権利義務の譲渡等の禁止
協会は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (4) 再委託の禁止
受託企業等は、業務の処理を他に委託してはならない。
- (5) 損害のために必要を生じた経費の負担
業務の処理に関し発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受託企業等が負担する。
- (6) 本業務の経理の別について
この業務に係る経費を明らかにするために、経理事務は他の業務と明確に区分して、業務専用の通帳により経理を管理すること。
また、新規雇用失業者に対する賃金の支払及び事業の支出に関する経費の支払いについては、必ず当該通帳からの口座振替払とすること。
- (7) 関係書類等の整備
この業務に係る会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかなければならない。
- (8) 裁判管轄について
この業務から生ずる一切の法律上の訴訟については、委託者の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

11 その他

この事業の実施に当たっては、この募集要項に定めるもののほか、建設産業担い手確保・育成実施要領、建設産業担い手確保・育成事業事務処理指針、建設産業担い手確保・育成業委託務契約書仕様書等及び関係法令等によるものとする。

平成28年度 建設産業担い手確保・育成事業（担い手確保事業）仕様書

一般社団法人 鹿児島県建設業協会

1 趣旨

建設業においては、建設労働者の高齢化・若年入職者の減少により、将来的な建設産業の存続が危惧されていること（特に、熟練工から若手技能労働者への技能承継が進んでいないこと等）から、未就職者等の雇用の拡大を図り、建設労働者の入職及び定着率の拡大を図る。

また、未就職者等を新たに雇用（平成29年3月までの期間雇用とする。）するとともに、その雇用した者（以下「新規雇用者」という。の計画的な人材育成を行うことにより、事業終了後も正規雇用として継続雇用を目指すものである。

2 委託事業に係る対象経費等

(1) 新規雇用者の人件費

- ① 社内規定で定められている、賃金、出勤（精勤、皆勤）手当、通勤手当、賞与等を対象経費とし、人材育成に直接関係しない残業手当、家族手当、住居手当等については、受託企業の負担とする。

なお、社会保険料等の法定福利費の事業主負担分については、対象経費とする。

また、賃金相当額が基準で定める額を超える額についても、受託企業等の負担とする。

(2) 人材育成計画に基づく研修等の経費

- ① OJTにおける有資格従業員からの作業現場での直接指導経費については当該事業での対象経費とせず、作業現場を離れての有資格従業員からの指導について、別途定める指導時間の区分に従い、別に定額で支給される範囲において対象経費とする。

- ② 企業において自ら実施するOFF-JTについては、年間2回を対象の限度とし1回の実施経費のうち100,000円(税別)以内を対象経費とする。

また、教材費については1品20,000円(税別)以内、講師謝金については、県の謝金規定による額の範囲内とする。

なお、公益社団法人鹿児島県労働基準協会等が実施する研修費用のうち、他の法律等により、給付等を受けられる場合は、関連法律等を優先することとし、助成対象外とする。

- ③ 新規雇用者がOJTで使用する教材に係る費用、ユニフォーム代等については、雇用者一人当たり200,000円(税別)、1品20,000円(税別)までを対象経費とする。

(3) 各実施事業に係る助成率

受託企業等が実施する経費への助成率は、対象経費の1/2以内とする。

- (4) 新規雇用者への助成金は予算の範囲内とし、受託企業等との再委託契約については概算契約とするため、新規雇用報告書の受付状況により当該事業の対象者とならない場合もある。

3 委託事業の報告等

(1) 採択の通知を受けた際の報告

採択通知を受けた企業においては、見積書（様式第3号）、見積内訳書（様式第3号2）、課税（免税）事業者届出書（様式第4号）を委託者（以下、協会という）に提出すること。

(2) 業務の進捗状況等の報告

受託企業等は、失業者を新たに雇用したときは、効果的な人材育成計画を立て、預金口座登録申出書（様式第5号）、新規雇用報告書（様式第6号）、人材育成計画書（様式第7号）、雇用台帳（様式第12号）を作成し、次の書類を添付して協会に速やかに提出すること。

- ・ 公共職業安定所への求人申込書並びに紹介状及び求職受付票
- ・ 履歴書、職務経歴書、雇用契約書の写し及び身分証明書
- ・ 研修の概要が確認できる書類

(3) 月例報告

新規雇用者は、雇用期間中勤務記録日誌を記録し、受託企業は勤務記録日誌、出勤簿の写し、人材育成報告書（様式第8号）及び建経費集計表（様式第11号別紙）を翌月5日までに協会へ報告すること。

(4) 実績の報告

① 受託企業等は、雇用した新規雇用者について、雇用期間が満了・退職・解雇等で終了した場合、人材育成報告書（様式第8号）、離職報告書（様式第17号）を作成し、その他必要書類を添えて協会に提出すること。

② 受託企業等は、本委託業務が終了した際には、委託業務終了届（様式第9号）、求人状況に係る報告書（様式第9号2）、実績報告書（様式第10号）、収支報告書（様式第11号）及び経費集計表（様式第11号別紙）と併せて出勤及び給与支給を確認できる書類の写しを添付して、平成29年3月4日までに協会へ提出すること。

また、協会においては、受託企業等から提出された実績報告書等を審査のうえ、その報告内容及びその他関係書類と併せて、平成29年3月31日までに県へ提出するものとする。

(5) 検査

① 委託期間中及び委託業務完了時の検査を実施する際には、次の資料等を確認する。

- ・ 公共職業安定所への求人関係資料
- ・ 本人確認資料（免許証若しくは住民票）
- ・ 採用関係資料
- ・ 勤務実績資料（出勤簿又はタイムカード及び勤務記録日誌等）
- ・ 給与関係資料（給与台帳、給与明細書等）
- ・ 社会保険加入状況資料（事業主負担分含む）
- ・ 当該事業により実施した研修資料（テキスト、講習修了証等）
- ・ 委託料の支出に関する資料（通帳、請求書、領収証、帳簿等）
- ・ 専任の指導者に対して支出した経費等（個人事業主及び役員等を除く）
- ・ その他委託業務の実施に係る資料

(6) 委託料の概算払

協会が必要と認めるときは、概算払いによる支払を行うことができる。

協会は、受託企業等から概算払請求書（様式第14号）により請求がなされたときは、内容を審査のうえ、予算の範囲内で必要な額を支払うものとする。

尚、委託契約後第1・2回は委託契約額の4割以内、精算払を2割以内支払うものとする。

(7) 委託料の精算払い

受託企業等から委託業務終了届が提出された後、協会は完了検査を行い、検査に合格してから受託企業等は協会に請求書（様式第13号）を提出するものとする。

4 その他

事業の実施にあたっては、この仕様書に定めるもののほか、建設産業担い手確保・育成事業実施要領、建設産業担い手確保・育成事業事務処理指針、建設産業担い手確保・育成事業（担い手確保事業）募集要項及び関係法令等の定めによることとする。

平成 28 年度 建設産業担い手確保・育成事業（技術力向上等事業）募集要項
（一般社団法人）鹿児島県建設業協会

1 事業内容

(1) 目的

将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保を図ることを目的として、平成 26 年 6 月に改正品確法等が公布されたところである。
については、地域経済・雇用を支える建設業が、「地域の担い手」として持続的に役割を果たせるよう、建設業の魅力を発信するとともに、担い手確保、技術力の向上に資する支援等を行い、若者が魅力を感じられる持続可能な建設業の振興に取り組む。

2 実施方法

- (1) 処遇改善に取り組む民間企業等は、アドバイザー派遣等の事業の実施にあたり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「建設産業担い手確保・育成事業(技術力向上等事業)計画書」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行い、若年者の入職及び定着率の拡大を図る。
- (2) 支援希望企業等は、（一般社団法人）鹿児島県建設業協会(以下「協会」という)に応募申請書及び技術力向上等事業計画書、その他必要書類を提出する。
- (3) 協会は、その内容を審査のうえ支援企業等を決定し、その結果を通知するものとする。

3 応募手続

協会のホームページ、リーフレット等により、事業の支援を希望する企業等（以下「支援希望企業等」という。）を募集するものとする。

(1) 応募期間

応募期間は、平成 28 年 5 月 2 日(月)から平成 28 年 5 月 20 日(金)（当日必着）

なお、所定の応募期間以降において応募数が予定に達しない場合は、追加募集を行う場合がある。

(2) 応募方法

支援希望企業等は、応募に必要な書類を実施団体へ郵送又は持参により提出する。

※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けない。

(3) 応募書類

① 技術力向上等事業応募申請書(様式第 1 号-2)

② 技術力向上等事業計画書(様式第 15 号)

《添付資料》

ア 納税証明書（県税の滞納の有無が分かるもの：県税の未納のない証明）

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書

※鹿児島県建設工事入札参加資格者名簿及び鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に掲載されている受託希望企業については、上記ア、イの提出は不要とする。

③ その他協会が求める必要書類

4 応募先

一般社団法人 鹿児島県建設業協会 人材育成対策室

〒890-8512

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号 鹿児島県建設センター 5 階

電話：099-230-0081

FAX：099-230-0082

(参考) ホームページ：<http://www.kakenkyo.or.jp/>

5 支援事業の実績報告

支援事業の終了した企業等は事業終了後、速やかに協会へ実績を報告するものとする。

(1) 報告書類

- ① 技術力向上等事業業務報告書(様式第16号)
- ② 建設産業担い手確保・育成事業(技術力向上等事業)報告書(様式第16号2)
- ③ その他協会が求める必要書類

6 実施経費

処遇改善に係るアドバイザー(社会保険労務士等)派遣経費については協会において負担する。

7 事業実施期間

平成29年3月31日までとする。

8 特記事項

(1) 秘密の保持等

アドバイザー等は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

アドバイザー等は、業務の処理上知り得た秘密が個人情報であるときは、別添「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱を適正に行わなければならない。

(3) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に関し発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、協会等が負担する。

(4) 関係書類等の整備

この業務に係る会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかななければならない。

9 その他

この事業の実施に当たっては、この募集要項に定めるもののほか、建設産業担い手確保・育成実施要領、建設産業担い手確保・育成事業事務処理指針及び関係法令等によるものとする。

建設産業担い手確保・育成事業実施要領

1 趣旨

将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保を図ることを目的として、平成26年6月に改正品確法等が公布されたところである。

については、地域経済・雇用を支える建設業が、「地域の担い手」として持続的に役割を果たせるよう、建設業の魅力を発信するとともに、担い手確保、技術力の向上に資する支援等を行い、若者が魅力を感じられる持続可能な建設業の振興に取り組む。

2 実施方法

県から建設業に関連する団体等（以下「実施団体」という。）への委託により実施する。

なお、3(1)①の事業については、県が承諾した委託業務を適確に遂行するに足る能力を有するものと認められる企業等（以下「受託企業等」という。）に対して実施団体から再委託を行うものとする。

3 事業内容

実施団体は、以下の事業を行う。

(1) 担い手確保事業

新規の雇用者を対象に、必要な知識・技術を習得させるための新人研修・講習等を実施し、建設技術等の知識を習得し、建設労働者の担い手確保を図る。

【対象者】

県内の建設企業等に新たに雇用された技術者・技能者

【実施内容】

- ① 新規雇用者の人件費の助成（当該事業年度中に支払われる賃金等）
- ② 新人教育・研修等にかかる研修費用等(OJT、OFF-JT)の助成

(2) 技術力向上等事業

建設技術者・技能労働者等に対する研修会や多能工養成・新規入職者を対象とした講習会等を行い、技術力の向上を図るとともに、建設業者に対する処遇改善に係る講習会等を行い、賃金引き上げ等の処遇改善を図り、定着率の向上を図る。

【実施内容】

- ① 技術者セミナー等の開催
- ② 多能工養成講習、新規入職者向け研修の実施
- ③ 処遇改善に係る講習会、アドバイザー派遣及び建設技術者等の定着率向上等に対する取組の支援

(3) 建設業魅力発信事業

建設業の魅力を発信するために、マスメディア等を活用した広報や教育機関での出前講座等を行うとともに、合同就職説明会の開催等を行い、建設業への若年・女性入職者の確保促進を図る。

【実施内容】

- ① マスメディア等を活用した広報活動
- ② 教育機関での出前講座、魅力発見交流会等の開催
- ③ 合同就職説明会等の開催

4 事業の要件

(1) 次のすべてを満たす事業とする。

① 以下の全ての事業を実施すること

ア 未就職者等を新たに雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む。）（以下「担い手確保事業」という。）

イ 非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を図る事業（以下「技術力向上等事業」という。）

ウ 建設業の魅力を発信するためにの広報活動を行い、建設業への若年・女性入職者の確保促進を図る事業（以下「建設業魅力発信事業」という。）

② 担い手確保事業（人材育成を行う事業を実施するものに限る。）に取り組む民間企業等は、失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成及び就職支援を行うものであること

③ 技術力向上等事業において、処遇改善に取り組む民間企業等は、事業の実施にあたり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引き上げ等の処遇改善を行うものであること

- ④ 同一の支給事由により、国・県・市町村の各種助成金等の支給を受けている事業でないこと

(2) 事業実施期間

契約日から当該事業実施年度の3月31日まで

5 受託企業等

県内において建設業を営む者であって、委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ、当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有しているものとする。

なお、その他必要な事項は別に定める。

6 委託事業に係る経費

(1) 担い手確保事業の実施に必要な経費

3(1)①の実施に必要な経費のうち、新規雇用者1人当たりの人件費は鹿児島県が定めた事業実施年度の4月1日現在における公共工事設計労務単価の軽作業員の日額（消費税及び地方消費税を別に含む。）に当該契約期間における勤務日数を乗じて得た金額以内とする。

また、委託事業における経費のうち、新規雇用者の人件費割合は、委託費の2分の1以上とする。

① 新規雇用者の人件費

・ 賃金、社会保険料、賞与等、企業等の社内規定において労働者への支給が義務づけられているもの（毎月定額で支給されるものに限る。）

② 人材育成計画に基づく研修等の経費

・ 研修機関の入学料、授業料、教科書代や教材費、その他研修の受講に必要な経費
・ 外部講師謝金、旅費等の研修開催に必要な資材に係る費用等

③ 委託契約に係る運営管理費

・ 委託契約に係る事業を遂行する上で必要となる運営管理に係る経費

(2) 技術力向上等事業の実施に必要な経費

① 処遇改善に係るアドバイザー（社会保険労務士等）派遣経費

② 技能・技術講習会等の実施経費

(3) 建設業魅力発信事業の実施に必要な経費

① 職場見学会、合同企業就職説明会等の実施経費

② 広報費用等

③ 建設業への入職者の確保促進を図る取組に資する経費

7 応募手続

実施団体のホームページ、リーフレット等により、3(1)①の事業の受託を希望する企業等（以下「受託希望企業等」という。）及び3(2)の事業による支援を希望する企業等（以下「支援希望企業等」という。）を広く募集するものとする。

(1) 応募期間

応募期間は、実施団体が別に定める。

(2) 応募方法

受託希望企業等及び支援希望企業等は、応募に必要な書類を実施団体へ郵送又は持参により提出する。

8 委託事業の手続

(1) 担い手確保事業

① 受託希望企業等は、実施団体に対して、別に定める応募申請書及び事業計画書その他必要な書類を提出する。

② 実施団体は、提出された応募申請書等の内容を審査のうえ、受託企業等を決定した場合は、県に報告するとともに、選考結果を受託希望企業等に通知する。

③ 決定通知を受けた受託企業等は、委託契約締結後に、県内の公共職業安定所等に求人申込を行い、紹介を受けた求職者の中から新規雇用者を選定する。

(2) 技術力向上等事業

① 支援希望企業等は、実施団体に応募申請書及び処遇改善計画書その他必要書類を提出する。

② 実施団体は、その内容を審査のうえ支援企業等を決定し、その結果を通知するものとする。

9 委託事業の報告

(1) 業務の進捗状況等の報告

実施団体及び受託企業等（以下「受託者」という。）は、失業者を新たに雇用したときは、別に定める新規雇用報告書及び人材育成計画書を作成し、県又は実施団体（以下「委託者」という。）に速やかに提出する。

(2) 実績の報告

- ① 受託者は、雇用した新規雇用者について、雇用期間が満了又は退職等で終了した場合、別に定める雇用台帳及び人材育成報告書を作成し、その他必要書類を添えて委託者に提出する。
- ② 受託者は、本委託業務の終了後、委託業務終了届と併せて実績に関する報告書等を作成し、別に定める日までに委託者に提出する。

委託者においては、受託企業等から提出された実績報告書等を審査のうえ、その報告内容及びその他関係書類と併せて、当該事業年度の満了した日から30日以内に県へ提出する。

10 その他

事業の実施にあたっては、この実施要領に定めるもののほか、関係法令及び条例並びに雇用に関する規程・規則等の定めによることとし、その他必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年 3月26日から施行する。

附則

この要領は、平成27年 3月23日から施行する。

建設産業担い手確保・育成事業事務処理指針

1 目的

この指針は、建設産業担い手確保・育成事業実施要領に定めるもののほか事務処理にあたって必要となる事項を定めるものとする。

2 事業の要件

(1) 個別の事業

① 担い手確保事業

ア 未就職者等を新たに雇用（期間雇用であり、1年以内とする。）するとともに、その雇用した者（以下「新規雇用者」という。）の計画的な人材育成を行うことにより、事業終了後も正規雇用として継続雇用を目指すものであること

イ 新規雇用を行った場合、雇用者は、新規雇用者に対して職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせにより人材育成を行うこと

ウ 新規雇用者の雇用は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(ア) 新規雇用者の勤務日数は月20日程度、1日8時間勤務とし、フルタイム勤務（研修を含む。）の常用雇用とすること

(イ) 事業に従事する新規雇用者は、必ず公共職業安定所等を通じて募集・採用を行うものとし、求人申込を行う際には建設産業担い手確保・育成事業である旨を窓口に申し出るものとする。（今までの緊急雇用創出事業の従事経験に関わらず、雇用することができる。）

(ウ) 新規雇用者を新規雇用する際には、次に掲げる書類により、本人が失業者であることの確認を行うとともに、新規雇用した者に関しては、確認した書類の写しを保管すること

- ・ 雇用保険受給資格者証
- ・ 廃業届（税務署の受付印があるもの）
- ・ 公共職業安定所の紹介状及び求職受付票
- ・ 履歴書、職務経歴書
- ・ その他、失業者であることを証明できるもの

(エ) 新規雇用者の住所が、鹿児島県内であることを履歴書その他により確認するものとする。

エ 人材育成計画書の作成及び研修の実施

(ア) 実施団体及び受託企業等（以下「受託者」という。）は、人材育成計画書（様式第7号）を作成し、これに基づき新規雇用者に研修を行うこと

(イ) 人材育成計画書を作成及び変更するときは、実施団体は県へ提出し、受託企業等は実施団体へ提出すること

(ウ) 人材育成計画書には、職場での実務経験を積むOJTや職場外で外部講師等の研修を受講するOFF-JTの組み合わせによる研修の予定などを記載すること

② 技術力向上等事業

ア 処遇改善に係るアドバイザー（社会保険労務士等）を派遣し、雇用管理等に係る経営改善指導等を実施

イ 技能・技術講習会等の開催

ウ その他処遇改善につながる効果的なもの

③ 建設業魅力発信事業

ア 新規就業者を確保するための職場見学会、合同企業就職説明会などの取組

イ 教育機関での出前講座、魅力発信交流会等の開催

ウ その他就職促進対策として効果的な取組

(2) 経理の区分について

受託者は、この業務に係る経理を明確に区分するため、賃金等の支払をする前までに、専用口座を開設し、県又は実施団体（以下「委託者」という。）に対して、預金口座登録申出書（様式第5号）により報告すること

(3) 関係法令の遵守について

委託事業の実施に当たっては、労働基本法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守すること

3 受託企業等

2(1)①の事業を応募できる企業等（以下「受託希望企業等」という。）の要件は、以下のとおりとする。

(1) 鹿児島県内に本店を有し、建設業及び関連する事業を営む者であること

(2) 社会保険、労働保険に加入している事業所であること（適用除外事業所を除く。）

- (3) 県税を滞納していないこと
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと若しくは経営状態が著しく不健全である者でないこと
- (6) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ、当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有しているとともに、事業の実施に協力的であること

4 委託事業の手続

(1) 担い手確保事業

- ① 受託希望企業等は、実施団体に、応募申請書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)その他必要な書類を提出するものとする。
- ② 受託希望企業等は、事業計画書を作成する場合は、実施団体の助言を受けるものとする。
- ③ 実施団体は、応募申請書等の内容を審査し、内部で検討する検討委員会において「選定基準」により受託企業等を選考し、決定した場合は、県に対して報告するものとする。
- ④ 実施団体は、決定した内容を受託企業等に対し選考結果を通知するものとする。
- ⑤ 採択通知を受けた受託希望企業等は、実施団体に見積書(様式第3号)、見積内訳書(様式第3号2)及びその他必要な書類を提出するものとする。
- ⑥ 実施団体は、見積書等の内容を審査の上、適当と認めるときは、委託契約相手方決定通知を行うものとする。
- ⑦ 受託希望企業等(以下「受託企業」という。)は、課税(免税)事業者届出書(様式4号)を提出し、実施団体との委託契約締結後に県内の公共職業安定所等に求人申込を行うとともに、実施団体に報告するものとする。受託企業等は、紹介を受けた求職者の中から新規雇用者を選定する。
- ⑧ 受託企業等は、公共職業安定所等への求人申込により、就業希望者がいない場合は、実施団体に速やかに報告するとともに、継続して公共職業安定所等に求人申込を行うものとする。
また、新規雇用者を選定して、雇用を開始した後、事業の終了期間までに離職した場合も実施団体に速やかに報告するとともに、新たな求人申込を公共職業安定所等に行うものとする。
- ⑨ 委託契約締結後、別に定める期間を経過しても新規雇用を選定できない場合は実施団体は、受託企業等との委託事業を解除できるものとする。

(2) 技術力向上等事業

- ① 当該事業のうち、処遇改善に係るアドバイザーの派遣等を希望する企業等(以下「支援希望企業等」という。)は、実施団体に、応募申請書(様式第1号-2)及び事業計画書(様式第15号)及びその他必要な書類を提出するものとする。
- ② 実施団体は、応募申請書等の内容を審査し、特段の理由がない限り、支援する派遣先の企業等(以下「支援企業等」という。)を決定し、その結果を通知するものとする。

(3) その他

上記の技術力向上等事業及び建設業魅力発信事業にかかる事業の実施については、若年建設従事者不足等の状況について、建設関係団体等を中心とする各種協議会等を開催し、建設業への若年者及び女性入職者の確保促進等に対する取組を検討のうえ、建設業における問題点等解決に向けた事業の企画等を行い、実施するものとする。

5 委託事業の選定方法

受託希望企業等から送付された応募申請書(様式第1号)等について審査を行い、予算の範囲内で担い手確保事業は内部で検討する検討委員会、技術力向上等事業のうち処遇改善に係る事業は実施団体が選定する。

また、必要に応じて、県がヒアリングを実施する。

6 委託事業に係る経費

- (1) 2(1)①の実施に必要な経費のうち、建設労働者にかかる新規雇用者1人当たりの人件費は当該事業実施年度の4月1日現在における公共工事建設労務単価にかかる軽作業員の日額(消費税及び地方消費税を別に含む。)に当該契約期間における勤務日数を乗じて得た金額以内とし、当該金額を超える場合は、受託企業が負担するものとする。

委託事業における経費のうち、新規雇用者の人件費割合は、委託費の2分の1以上とする。

① 新規雇用者の人件費

ア 賃金(自社の給与規定によること)

人件費の総額のうち、1ヶ月当たりの賃金（給与月額）については、鹿児島県が定めた事業実施年度の4月1日現在における公共工事設計労務単価にかかる軽作業員の日額単価に1月当たりの勤務日数を乗じて得られた金額の範囲内とする。（消費税及び地方消費税を除く。）

（社内規定で定められている月内の勤務日数を上限とする。）

なお、実支給額が上記で求められた額を下回る場合は、実支給額を対象とする。

イ 社会保険料（保険料、労災保険料等に係る事業主負担分を含む。）

ウ 賞与等、企業等の社内規定において労働者への支給が義務づけられているもの

② 人材育成計画に基づく研修等の経費

ア 研修機関でのOFF-JTの場合（本人負担相当分）

研修機関の入学料（入学金、登録料）、授業料（講座受講料、実習費、補講費）、教科書代や教材費、研修機関に通うための交通費、通信制講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費（泊まり込みの研修）、研修機関より貸与されるパソコン等の器材のレンタル費等

ただし、受験料や免許登録に係る費用は対象外とする。

なお、公益社団法人鹿児島県労働基準協会等が実施する研修費用のうち、他の法律等により、給付等を受けられる場合は、関連法令等を優先することとし、助成対象外とする。

イ 受託企業等が自ら行うOFF-JTの場合

外部講師の派遣にかかる謝金及び旅費、教科書代や教材費、研修に必要な資材に係る費用等（教材費等については、鹿児島県が定める消耗品の範囲内とする。）

ただし、謝金の算出においては、県の謝金規定によること

ウ 受託企業等でのOJTの場合

・既存の従業員が指導に当たる間の当該従業員（役員及び個人事業主を除く。）の賃金
※新規雇用者の指導については、専任の指導者を選任し、当該選任者が指導した時間の区分に従い、別に定額で支給される範囲において、専任者に支給される金額を対象とする。

・新規雇用者がOJTで使用する資材に係る費用、ユニフォーム代等

③ 委託契約に係る運営管理費

ア 委託契約に係る事業を遂行する上で必要となる運営管理に係る経費

イ 事業の実施のために新たに雇用する者の人件費（実施団体の給与規程による。）及び研修または技術等の取得のために必要な人材育成に係る経費

(2) 2(1)②の実施に必要な経費（当該経費について、直接在職者への賃金補填として使用することはできない。）

① 処遇改善に係るアドバイザー（社会保険労務士等）派遣経費

② 技能・技術講習会等の実施経費等

(3) 2(1)③の実施に必要な経費

① 職場見学会、合同企業就職説明会等の実施経費

② 広報費用等

(4) 各事業等にかかる助成率

① 受託企業等が実施する以下の経費については、対象経費の1/2以内とする。

ア 上記6(1)①において算定された人件費の額と実支給額の低い方を対象経費とする。

イ 上記6(1)②に係る経費については、研修等の経費を対象経費とする。

② 上記以外の運営管理費及びその他の取組に係る対象経費について、10/10以内とする。

7 契約についての留意点

(1) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

(2) 契約保証金

鹿児島県契約規則第33条第1項第9号の規定により、契約保証金の納付は免除する。

(3) 委託契約額

県は、実施団体に対し、委託事業に要する次の経費を委託費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として支払うものとする。

① 委託費の契約は概算契約とし、雇用の状況が変動することに伴う人件費等の変動を適切に反映できるよう、事業終了後、事業費を清算し確定の上、支払うものとする。

② 委託費の額の確定額は、実支出額と委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

(4) 委託事業による収入の取扱

委託事業の実施等により発生した収入がある場合は、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還または控除するものとする。

(5) 再委託の方法等

実施団体と受託企業等との間で締結する再委託についても、上記に準じて取り扱うものとする。

8 業務の進捗状況等の報告

業務の進捗状況等の報告は、次のとおりとする。

(1) 新規雇用報告書の提出

受託者は、2(1)①で募集、雇用した新規雇用者については、新規雇用報告書（様式第6号）及び人材育成計画書（様式第7号）を作成し、実施団体等に対し速やかに提出すること
また、追加した新規雇用者があれば、その度に追加分の新規雇用報告書及び人材育成計画書を作成し、速やかに実施団体等に提出すること

(2) その他

受託企業等は、進捗状況について実施団体等がその報告を求める場合には、随時報告するとともに、必要とする情報及び資料を実施団体等に提供するとともに事業に協力するものとする。

9 受託企業等の実績報告

(1) 実績の報告

① 雇用台帳及び人材育成報告書の作成・提出

雇用した新規雇用者について、期間満了・退職・解雇等で雇用期間が終了した場合は、人材育成報告書（様式第8号）及び離職報告書（様式第17号）を作成し、速やかにその他必要な書類を添えて実施団体に提出すること

② 委託業務終了届の提出

本委託業務の終了後、委託業務終了届（様式第9号）と併せて実績報告書（様式第10号）を作成し、受託企業等は、別に定める日までに実施団体に提出すること。

実施団体においては、受託企業等から提出された実績報告書等を審査のうえ、その報告内容及び関係書類をとりまとめるのうえ、別に定める日までに実施団体に提出すること。

③ 新規雇用者に関する資料の提出

出勤及び給与支給を確認できる書類の写しを、上記9(1)②の委託業務終了届と併せて実施団体に提出すること

④ 収支報告書の提出

上記「6 委託事業に係る経費」に該当する経費について、収支報告書（様式第11号）を作成し、上記9(1)②の委託業務終了届と併せて実施団体に提出すること

⑤ 検査

実施団体は、委託業務の完了を確認する検査時に、次の資料を確認すること

ア 上記「2 業務の要件」(1)で実施した研修のテキスト等

イ 事業費に関する支出の分かる資料（領収書、帳簿等）

ウ その他委託業務の実施に係る資料（委託者が提出を求めた資料を含む。）

⑥ 処遇改善報告の提出

処遇改善にかかる処遇改善のためのアドバイザー等の派遣を受けた支援企業等は、速やかに支援の内容をまとめて、業務報告書（様式第16号）を実施団体に報告するものとする。

実施団体は、支援企業等から提出された事業報告書（様式第16号の2）の支援内容を審査のうえ、とりまとめた結果を関係書類と併せて県に提出すること。

⑦ 委託金の支払い

実施団体は、委託業務の完了検査後に、委託契約による請求書（様式第13号）による適正な請求を受けた場合は、委託契約に基づき、委託費の支払いを行うものとする。

また、実施団体が必要と認める時は、概算払いによる請求をすることができる。

実施団体は、委託企業等から概算払請求書（様式第14号）により、請求がなされたときは、内容を審査のうえ、予算の範囲内で必要な額を支払うものとする。

10 契約の解除等

実施団体等が次の各号の一に該当する場合には、契約を解除し、委託料を支払わず、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行が不完全なとき

(2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき

(3) 契約の履行に当たり委託者の指導に従わないとき又はその職務の遂行を妨げたとき

(4) 当該事業実施年度中に当該委託契約で定める期間内に新規雇用者の雇用が生じなかったとき、または新規雇用者に県内居住者がいないとき。

(5) 新規雇用者又は既雇用者が暴力団員等と認められるとき

(6) 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方が、「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等に該当するとき（ただし、そのことを知らずに契約し、委託者からの求めに応じ契約を

- 解除した場合を除く。)
- (7) 故意又は重大な過失により委託者に損害を与えたとき
 - (8) 労働基準法等及び関係法令等に違反する事象が認められるとき
 - (9) その他、県が別に定める要綱・要領等に定める事項に違反したとき

11 特記事項

- (1) 秘密の保持等
実施団体は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の保護
実施団体は、業務の処理上、知り得た秘密が個人情報であるときは、別添「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱を適正に行わなければならない。
- (3) 権利義務の譲渡等の禁止
実施団体は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (4) 再委託の禁止
実施団体は、委託者の承諾なし（担い手確保事業にかかる雇用者の雇用を除く。）に、業務の処理を一括して他に委託してはならない。
- (5) 損害のために必要を生じた経費の負担
業務の処理に関し発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、実施団体が負担する。
- (6) 本業務の経理の別について
この業務に係る経費を明らかにするために、経理事務は他の業務と明確に区分して、業務専用の通帳により経理を管理すること。
また、新規雇用者に対する賃金の支払は、必ず当該通帳からの口座振替払とすること。
- (7) 関係書類等の整備
この業務に係る会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかななければならない。
- (8) 裁判管轄について
この業務から生ずる一切の法律上の訴訟については、委託者の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

建設産業担い手確保・育成事業に係る提出書類(様式)

【担い手確保事業】

手 続		提 出 書 類	備 考	チェック欄	
募集・選考・契約	受託希望企業募集	①応募申請書(様式第1号)		<input type="checkbox"/>	
		②事業計画書(様式第2号)		<input type="checkbox"/>	
	受託予定企業決定	—	県へ再委託報告の提出	<input type="checkbox"/>	
委託契約締結		①見積書(様式第3号)		<input type="checkbox"/>	
		②見積内訳書(様式第3号2)		<input type="checkbox"/>	
		③課税(免税)事業者届出書(様式第4号)		<input type="checkbox"/>	
契約締結以降	契約締結後	新規雇用者の募集	—	ハローワークを通じて募集	<input type="checkbox"/>
		新規雇用者の雇用	①預金口座登録申出書(様式第5号)		<input type="checkbox"/>
			②新規雇用報告書(様式第6号)		<input type="checkbox"/>
			③人材育成計画書(様式第7号)		<input type="checkbox"/>
			④雇用台帳(様式第12号)		<input type="checkbox"/>
	⑤雇用契約書(写しの添付)			<input type="checkbox"/>	
	委託業務中	新規雇用者の研修	①人材育成報告書(様式第8号)	原本提出	<input type="checkbox"/>
			②収支報告書(様式第11号別紙)		<input type="checkbox"/>
		新規雇用者の雇用期間が満了・退職・解雇等で終了した場合	①離職報告書(様式第17号)		<input type="checkbox"/>
			②離職状況の確認書類(写しの添付)		<input type="checkbox"/>
		概算払いの請求	①概算払請求書(様式第14号)	必要時	<input type="checkbox"/>
	委託業務終了後	実績報告書等の提出	①委託業務終了届(様式第9号)		<input type="checkbox"/>
			②求人状況に係る報告書(様式第9号2)		<input type="checkbox"/>
			③実績報告書(様式第10号)		<input type="checkbox"/>
			④収支報告書(様式第11号)		<input type="checkbox"/>
⑤研修実績報告書(様式第18号)				<input type="checkbox"/>	
完了検査後	請求書の提出	①請求書(様式第13号)		<input type="checkbox"/>	

実績報告書等の内容を証する書類^(※)は、委託業務の完了した年度の終了後、5年間保存して下さい。
^(※)委託業務の経理、新規雇用の失業者の雇用、就業状況等を確認できる書類。

(例)

- 出納簿、出金伝票、領収書綴り
- 雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の写し
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し
- 労働者名簿、出勤簿、勤務日報及び賃金台帳
- 新たに雇用した労働者と締結した雇用契約書

【技術力向上等事業】

手 続		提 出 書 類	備 考	チェック欄
支援	支援開始前	①技術力向上等事業応募申請書(様式第1号-2)		<input type="checkbox"/>
		①技術力向上等事業計画書(様式第15号)		<input type="checkbox"/>
	支援予定企業決定	—	採否の決定通知	<input type="checkbox"/>
支援終了後	技術力向上等事業報告書の提出	①技術力向上等事業業務報告書(様式第16号)		<input type="checkbox"/>
		②技術力向上等事業報告書(様式第16号2)		<input type="checkbox"/>

技術力向上等事業報告書の内容を証する書類^(※)は、支援の完了した年度の終了後、5年間保存して下さい。
^(※)支援事業内容、処遇改善実績等を確認できる書類。

(様式第1号)

平成 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦 殿

所在地

名称

代表者職氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業
担い手確保事業 応募申請書

建設産業担い手確保・育成事業応募申請書を、以下の書類を添えて応募します。

1 事業計画書 (様式第2号)

(企業側連絡先)

所在地	〒
所属名	
担当者職氏名	
電話	
FAX	
Eメール	

(建設業協会←受託希望企業)

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦 殿

所在地

名 称

代表者職氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業
技術力向上等事業応募申請書

建設産業担い手確保・育成事業にかかる技術力向上等事業提案応募申請書を、以下の書類を添えて応募します。

1. 建設産業担い手確保・育成事業(技術力向上等事業)計画書 (様式第15号)

(企業側連絡先)

所在地	〒
所属名	
担当者職氏名	
電話	
FAX	
Eメール	

(建設業協会←受託希望企業)

事業計画書 (建設産業担い手確保・育成事業)

1 企業等の概要

企業名						許可番号	
主たる事業等							
加入団体 (組織) (建設業関係)							
社会保険加入状況 (加入団体名)							
従業員数	当事業所全体 (役員含む)	人	うち正規 従業員数	人	うち非正規 従業員数	人	
(内訳)	役員数	人	技術系 従業員数	人	技術系 従業員数	人	
			事務系 従業員数	人	事務系 従業員数	人	
技能・労務者等 の配置状況 ※2	資格等の名称					(うち重複資格者)	(うち役員等)
					人	人	人
					人	人	人
					人	人	人
					人	人	人
事業目標							

・従業員数等は、申請日現在とする。

※1 正規従業員数には、常勤・フルタイムで雇用期間の定めのない労働契約を締結している従業員（取締役等の役員を除く。）の数を記載してください。

※2 資格等の欄については、事業所内における新たに雇用する予定者の職種に関連する人材育成を行うために指導等を行える技術者等の資格等を記載してください。（不足する場合は別紙を添付してください。）

2 人材育成の内容 (OJT (現場での仕事を通じた訓練) の内容も含む。)

雇用予定者に対して実施する研修予定内容を記載してください。

研修予定については、資格取得等の技術向上に繋がる具体的な内容を記載してください。

複数の研修等を実施する場合は、それぞれ記載してください。

	研修内容・目的	実施予定月(期間)	概要	費用
OJT				
OFF-JT				

3 雇用予定者の人数・職種・雇用期間

採用希望人数	人		
職種 (具体的に記載)		人	人
		人	人
		人	人
雇用期間 (予定)	H 年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)		

※ 職種については、技能職種一覧または、建設業許可の専任技術者資格区分等を具体的に記載してください。

4 委託(雇用)期間終了後の雇用予定者の処遇(予定)

正社員への予定	H 年 月頃 (予定)	

5 経費内訳書

平成28年度	①人件費(支払額)				非課税	②人件費 (消費税込) ①合計×1.08	④研修費 (消費税込)	⑤計	備考
	基本給	諸手当	法定 福利費	賞与等	通勤手当 ③				
6 月分									
7 月分									
8 月分									
9 月分									
10 月分									
11 月分									
12 月分									
1 月分									
2 月分									
計									
支払日	日		(締め日: 日)						

※ 月分については、ハローワークへの募集による雇用を開始(予定)する月から記入してください。

新規雇用者の人件費要件(50%以上)

⑥(②+③)人件費(消費税込み)	円	⑥/⑤	人件費の割合(%)
⑤計(事業委託費合計)	円		

(様式第3号)

見 積 書

一金	円也
見積事項	建設産業担い手確保・育成事業 (担い手確保事業) 業務委託

上記のとおり見積りします。

平成 年 月 日

契約担当者
一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

住所

氏名

印

注 見積金額は、見積もった契約金額の 108分の 100に相当する金額を記載するものとする。

平成 年 月 日 上記見積金額の 100分の 108に相当する金額で随意契約の相手方
決定通知

企業名		
事業番号		

見 積 内 訳 書

平成27年度	人件費 (支払額)				通勤手当 (支払額)	①人件費 (左の合計)	②研修費		③計	備 考
	基本給	諸手当	法定 福利費	賞与等			研修費用	研修指導費		
6 月分										
7 月分										
8 月分										
9 月分										
10 月分										
11 月分										
12 月分										
1 月分										
2 月分										
支払計										
小 計(税抜)										④
消費税相当額										
合計 (小計+消費税相当額)										⑤
見積予定額(④の1/2)										
契約予定額(⑤の1/2)										

新規雇用失業者の人件費要件 (50%以上)

⑥ 人件費合計	円	⑥/⑦	人件費の割合 (%)
⑦ 小 計(④)	円		

※ 合計額は、すでに提出した事業計画書の積算額(平成28年度分)以内としてください。
 ※ 消費税相当額の1円未満の端数は、切り捨ててください。
 ※ 消費税相当額を含まない金額が、見積金額となります。

(様式第4号)

課 税 (免 税) 事 業 者 届 出 書

平成 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

(住所)
(法人名)
(職・氏名)

印

下記の期間については、消費税法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78の規定による課税事業者（免税事業者）であるのでその旨届け出ます。

記

課税期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(様式第5号)

事業番号	
------	--

預金口座登録申出書（建設産業担い手確保・育成事業）

平成 年 月 日	
一般社団法人 鹿児島県建設業協会 会長 川畑 俊彦	住所 申出者
印	
下記のとおり当該事業専用口座として申し出ます。	

※ なるべくゴム印を使用し、法人にあっては法人の名称と代表者肩書・氏名及び代表者の職印を必ず記名押印してください。

※ 1～5までの項目をすべて記入してください。

※ やむを得ず預金口座を変更・取消する場合は、あらかじめ県の担当者に相談してください。

1	(フリガナ) 名称	
---	--------------	--

名称：法人にあっては法人名のみ記入し、法人以外の団体・組合または屋号を有するものにあつては、その名称及び代表するものの肩書きと氏名を記入してください。

2	(フリガナ) 住所	〒		
		都道府県	市郡	町村
3	電話番号	メールアドレス	@	

4	支払い方法	口座振替払									
5	金融機関名	銀行 () 支店						金融機関コード		支店コード	
	預金種別	1. 普通（総合）預金 2. 当座預金 ※貯蓄預金は不可						口座番号			
	口座名義人 (カタカナ で記入)										

※ 支払先として指定できる金融機関について
振替先の指定は県内、県外を問わずできますが、外国銀行及び漁業協同組合の一部はできません。

※ 本申請書を提出する際は、口座名義等が確認できる部分の通帳の写しを添付すること。

※ この預金口座は、委託費及び一時金の支払いが完了するまで解約しないでください。

連絡欄

(様式第6号)

新 規 雇 用 報 告 書

平成 年 月 日

委託者 一般社団法人 鹿児島県建設業協会

会 長 川畑 俊彦 殿

建設産業担い手確保・育成事業(担い手確保事業)の委託に関して、下記の労働者を新たに雇用したことを報告します。

受託者の所在地・名称

代表者職氏名

印

雇用者氏名 (年齢)	雇用者の住所	募集方法	失業者である 旨の確認方法	契約期間	就業の場所	従事する業務	基本賃金	雇用者の 確認印
				～				
				～				
				～				
				～				
				～				

※ 年齢は、雇用した日の満年齢を記入する。

(様式第7号)

人材育成計画書 (建設産業担い手確保・育成事業)

企業名	雇用者 氏名	雇用期 間	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
人材育成の目標・考え方 ※業務目標、習得する知識や技能・資格等										
人材育成体制			責任者 職・氏名		指導者 職・氏名					
新規雇用者の業務内容										
研修名			研修機関または 指導者の職・氏名		研修内容・実施方法等					
組織・職場・仕事に関する知識										
仕事に関する知識										
勤務条件等に関する知識										
社員としての基本的知識										
座学・現場実地研修										
学・技										
学・技										
学・技										
学・技										
学・技										
選任指導者 職・氏名										

※研修の概要（時間、実施時期、費用等）が確認できる書類（パンフレットや開催案内文書の写し等）がある場合は、添付してください。

人材育成報告書 (平成 年 月 分)

事業番号

企業名	氏名	雇用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
-----	----	------	-------------------

今月の実施内容・成果等 (実務や研修で得られた知識・技術・経験、取得した資格等の内容や感想を記載してください。)

区分	雇用者記載欄		人材育成責任者・主任指導者コメント
	実施内容・実施日等	得られた成果・感想	
担当業務 (実務)			
OJT (職場内研修)			
OFF-JT (外部研修等)			

確認欄 (自署) ※押印不可

雇用者	鹿兒島 一郎	人材育成 責任者	主任 指導者
-----	--------	-------------	-----------

※本書は、一月ごとに作成する。

※毎月の執行状況報告の際に、原本を提出する。(翌月5日までに提出)

(様式第9号)

平成 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

(住所)
(法人名)
(職・氏名)

印

委 託 業 務 終 了 届

平成 年 月 日に締結した建設産業担い手確保・育成事業を終了しましたので、業務委託契約書第4条の規定により報告します。

記

- 1 委託業務名 建設産業担い手確保・育成事業 事業番号：
- 2 委託期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 業務委託料 一金 円

(様式第9号2)

求人状況に係る報告書

企業名： _____

事業番号

1. 求人状況（ハローワークへの登録年月日）

平成 年 月 日（雇用予定期間：～ 月 日まで：求人登録）

2. 会社パンフレットの有無 有 ・ 無

（会社概要・パンフレットを同封してください。）

3. 会社ホームページの有無 有 ・ 無

4. 求人情報の掲載（HP）の有無 有 ・ 無

5. 他の求人広告掲載の有無 有 ・ 無

求人広告をした場合（具体的に）

6. 求職者の状況（応募・面接） 有 ・ 無

・ 応募者の状況 名

・ 面接者の状況 名

7. 建設産業担い手確保・育成事業に対する要望・意見

8. 今後の建設業における人材確保に対する意見等

(様式第10号)

実績報告書

平成 年 月 日

委託者 一般社団法人 鹿兒島県建設業協会
会長 川畑 俊彦 殿

建設産業担い手確保・育成事業の委託に関して、下記のとおり実績を報告します。

受託者の所在地・名称

代表者 職・氏名 印

事業受託期間 (平成28年 月 日～平成 29年 3月 31日)
総事業費 ()円 総人件費 ()円
総人件費のうち新規雇用の失業者に係る人件費 ()円

事業に従事した全労働者名	うち新規雇用の失業者		新規雇用の失業者の内訳			新規雇用の失業者のうち正式雇用した者	(正規雇用年月日)
	雇用期間	住所	支給終了者	自営業 廃業者	その他		
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						

(注) 1 事業に従事した全労働者名, うち新規雇用の失業者の雇用期間・住所欄以外については, 該当する欄に○を記入してください。
 2 支給終了者欄は, 雇用保険の失業給付の所定給付日数分の給付を全て受給済みである者が対象となります。
 3 当該事業において、正社員として正規雇用をした場合は、正規雇用年月日を(予定日)を記載してください。

企業名	
事業番号	

収 支 報 告 書

項目		金額			摘要	
		委託契約に係る分	委託契約に関連する分	計		
事業費(A)	総事業費					
	事業収入					
計						
事業費支出(B)	新規雇 用者の 人件費	賃金等(賞与含む)				
		出勤手当等				
		通勤手当(税込) A				
		通勤手当(税込) Aの消費税額				
		法定福利費				(事業主負担)
	小計(消費税抜き額) ①					
	人件費 以外の 経費	研修費(ユニフォーム 等・OFF-JT) (税込) B				
		研修費(ユニフォーム 等・OFF-JT) Bの消費税額				
		研修指導費(OJT)				
	小計(消費税抜き額) ②					
小計(税抜き額) ③ = (①+②)						
消費税額 ④ = ③ × 0.08						
合 計 ⑤ (③+④)						
⑥収益 (A-⑤)						
精算額 (⑤-⑥)						
人件費①×1.08						
人件費割合 (①÷③)						
精算額×0.5						

※ 税込みの総事業費⑤のうち、新規雇用の税込み人件費の占める割合：人件費割合 (①÷⑤) が50%以上である必要があります。
 ※ 収入(A)の委託料の額は、合計⑤の額と同額を記載し、事業収入を引いた額が事業に係る経費となります。
 ※ 消費税額の1円未満の端数は、切り捨ててください。

建設産業担い手確保・育成事業 経費集計表

企業名	
事業番号	

標準報酬額

氏名：

月分	賃金等				社会保険料(事業主負担分)						研修費			合計 月計	
	賃金	出勤(精勤)・ 皆勤)手当	通勤手当 (税込み)	手当計	賃金計	健康 保険料	厚生年金 保険料	子ども・子育 て拠出金	雇用保険	労災保険	法定福利費 計	研修費用等 (税込み)	研修指導費		研修費計
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
賞与															

(様式第12号)

雇用台帳 (建設産業担い手確保・育成事業)

企業名		
事業番号		

1 新規雇用者

氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢		<input type="checkbox"/> 右記以外 <input type="checkbox"/> 障害者
離職者等の区分	<input type="checkbox"/> 離職者 (離職した日) 年 月 日 →離職前の状況 <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 学卒未就職者 <input type="checkbox"/> 自営業廃業者 <input type="checkbox"/> 被災求職者 <input type="checkbox"/> その他 (卒業日または廃業日等) 年 月 日				

2 給与

給与締切日	毎月 日	給与支払日	毎月 日
賞与	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	賞与支給月	月 月 支払日 日
区分	月額	雇用期間の合計見込額	
基本給	円	円	
諸手当	通勤手当	円	円
	手当	円	円
	手当	円	円
		円	円
		円	円
小計	円	円	
◆標準報酬月額	円		

3 勤務条件

就業時間	時 分 ~ 時 分 (時間/日)
一週間当たりの勤務時間	時間
休日	
その他	

- 1 離職状況を確認した書類の写しを添付すること。
- 2 雇用に伴う、求人関係書類書類の写しを添付すること。
- 3 雇用契約書の写しを添付すること。

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

所在地

名 称

代表者職氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業委託費 請求書

平成 年 月 日付けで委託契約を締結した建設産業担い手確保・育成事業について、
下記のとおり委託費を請求します。

請求額 金 円

交 付 確 定 額	円
前 回 ま で の 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
返 納 額	円

事業番号	
------	--

(振込先)

金融機関名		銀行		支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他			
口座番号				
口座名義人	(カナ)			

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

所在地

名 称

代表者職氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業委託費 概算払請求書

(平成 年度 第 回)

平成 年 月 日付けで委託契約を締結した建設産業担い手確保・育成事業に
ついて、下記のとおり委託費の概算払を請求します。

記

- 1 委託費の限度額 金 _____ 円
- 2 概算払受領済額 金 _____ 円
- 3 今回請求額 金 _____ 円
- 4 残額 金 _____ 円

(振込先)

金融機関名		銀行		支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他			
口座番号				
口座名義人	(カナ)			

建設産業担い手確保・育成事業(技術力向上等事業)計画書

企業名	事業番号
事業目標	
事業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日の期間
事業内容	内 容
	支 援 期 間
	平成 年 月 日～平成29年3月31日の期間
	平成 年 月 日～平成29年3月32日の期間
	平成 年 月 日～平成29年3月33日の期間
	平成 年 月 日～平成29年3月34日の期間

宣 言 事 項

--

宣言者職氏名 :

印

建設産業担い手確保・育成事業(技術力向上等事業)報告書

企業名	事業番号
事業目標	
事業期間	
事業内容 (実績)	内 容
	支 援 期 間

宣 言 事 項

宣言事項に関する処遇改善実績

確認者職氏名 :

印

(様式第17号)

平成 年 月 日

一般社団法人鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

㊟

建設産業担い手確保・育成事業（担い手確保事業）離職報告書

建設産業担い手確保・育成事業における新規雇用者が、下記のとおり離職しましたので報告します。

記

フリガナ 新規雇用者氏名		性別	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生まれ（ 歳）		
期間雇用の時期	平成 年 月 日 ） 平成 年 月 日		
離職の理由			

添付書類

- 1.退職願(届)写
- 2.雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)写 離職等年月日確認のため
- 3.離職月の人材育成報告書(様式第8号)の下部余白欄に、退職願(届)受理日、退職日記載
- 4.出勤簿、勤務記録日誌に退職日記録する。

平成28年度 建設産業担い手確保・育成事業(雇用型) 活動報告書

平成	年	月分
----	---	----

事業所名	
------	--

研修生氏名		⑩	勤務日数	日
日	曜日	業務内容・現場名		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

※委託料から人件費を支給する全ての労働者について、個別に作成すること。

※毎月の報告の際に提出する。

※記入欄が足りない場合は枠を広げて記入してください。

勤 務 記 録 日 誌

決 裁	社 長	専 務	部 長	次 長	係 長	係
-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

平成 年 月 日 ()	勤務者	㊟
--------------	-----	---

区 分	業 務 内 容		
	OJT	研修内容	指 導 者 及 び 研 修 時 間
			指導者氏名 研 修 時 間
	OFF -JT	研修内容	研修機関 研 修 時 間
			~
	本人の感想		
指導者コメント			
そ の 他	連絡事項・指示事項		

(注) 休暇等については、「業務内容」欄に時間等を記入すること。

決 裁	社 長	専 務	部 長	次 長	係 長	係
-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

平成 年 月 日 ()	勤務者	㊟
--------------	-----	---

区 分	業 務 内 容		
	OJT	研修内容	指 導 者 及 び 研 修 時 間
			指導者氏名 研 修 時 間
	OFF -JT	研修内容	研修機関 研 修 時 間
			~
	本人の感想		
指導者コメント			
そ の 他	連絡事項・指示事項		

(注) 休暇等については、「業務内容」欄に時間等を記入すること。

出勤簿 (平成 年 月)

氏名

印

日付 (曜日)	研修場所	研修内容	研修 時間	本人 印	研修 残業 時間	主任 指導者 印	日付 (曜日)	研修場所	研修内容	研修 時間	本人 印	研修 残業 時間	主任 指導者 印
1 ()			5				16 ()			5			
2 ()			5				17 ()			5			
3 ()			5				18 ()			5			
4 ()			5				19 ()			5			
5 ()			5				20 ()			5			
6 ()			5				21 ()			5			
7 ()			5				22 ()			5			
8 ()			5				23 ()			5			
9 ()			5				24 ()			5			
10 ()			5				25 ()			5			
11 ()			5				26 ()			5			
12 ()			5				27 ()			5			
13 ()			5				28 ()			5			
14 ()			5				29 ()			5			
15 ()			5				30 ()			5			
							31 ()			5			

OFF-JT (外部研修)

出勤日数 (日)

研修残業日数 (日)

退職者連絡票(例)

記入日：平成 年 月 日

※下記の通り平成 年 月 日付をもって(退職・退職予定)者がありまして報告致します。

株式会社

退職者氏名		所属		年齢	才
入社年月日	年 月 日	勤続	年	か月	
退職理由(本人記入)					
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> <small>印又はサイン</small>					
所属長所見					
<p><u>未精算事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前借り金 (有・無) 円 ・立替金 (有・無) ・借入金 (有・無) 円 返却期間 年 月 ・前月までの給料受け取り方法 (現金・銀行振込み) ・社会保険 (加入・未加入) ・保険証 (返却済・未返却) 返却予定日 月 日 ・離職票 (必要・不要) 必ず本人へ確認の上、必要な場合は10日以内に届け必要 <p><u>注 意</u> ※連絡先未記入の場合は離職票を必要としないものとして処理します。</p> <p>退職後の連絡先</p> <p>住所 〒 _____ TEL _____</p> <p><u>会社貸与分</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット (返却・未返却) ・安全帯 (返却・未返却) ・その他 (

社長	専務	常務	部長	人事	経理	所属長	事務担当

年 月 日

代表者変更届

一般社団法人 鹿児島県建設業協会

会長 川畑 俊彦 殿

住所 _____

法人名 _____

職・氏名 _____ 印

下記のとおり、当社の代表者が変更となりましたので届出ます。

記

1.事業番号

2.変更が生じた日 平成 年 月 日

3.変更理由

4.新旧代表者名

(旧代表者名)

(新代表者名)

技術職員有資格区分コード及び対応業種コード一覧表

◎ 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格

○ 主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格 (注) 特定の資格を有するものは、一般の資格を有する。

資格区分	建設業の種類		有資格区分コード	業種コード																															
	業種コード	業種コード		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
建設業法 「技術検定」	合格証明書	1級建設機械施工技士	111	◎			◎								◎																				
		2級建設機械施工技士	212	○			○									○																			
		1級土木施工管理技士	113	◎			◎◎						◎	◎	◎				◎											◎					
		2級土木 施工管理技士	種別	土木	214	○			○◎					○	○	○																	○		
			鋼構造物塗装	215																	○														
			薬液注入	216				○																											
		1級建築施工管理技士	120		◎◎◎◎◎◎							◎◎◎					◎◎◎◎◎◎					◎							◎						
		2級建築 施工管理技士	種別	建築	221	○																													
			躯体	222			○	○					○◎◎																						
			仕上げ	223			○◎	○◎					○						○◎◎◎◎				○							○					
		1級電気工事施工管理技士	127								◎																								
		2級電気工事施工管理技士	228								○																								
		1級管工事施工管理技士	129									◎																							
		2級管工事施工管理技士	230									○																							
		1級造園施工管理技士	133																												◎				
2級造園施工管理技士	234																												○						
建築士法 「建築士試験」	免許証	1級建築士	137		◎◎			◎			◎◎										◎														
		2級建築士	238		○◎			○			○											○													
		木造建築士	239			○																													
技術士法 「技術士試験」	登録証	(部門) (選択科目)																																	
		建設 総合技術監理 (建設)	141	◎			◎		◎							◎◎														◎					
		// 「鋼構造物及びコンクリート」 総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)	142	◎			◎		◎				◎	◎◎																◎					
		農業「農業土木」 総合技術監理 (農業「農業土木」)	143	◎			◎																												
		電気・電子 総合技術監理 (電気電子)	144							◎																				◎					
		機械 総合技術監理 (機械)	145																											◎					
		機械「流体力学」又は「熱工学」 総合技術監理 (機械「流体力学」又は「熱工学」)	146									◎																	◎						
		上下水道 総合技術監理 (上下水道)	147									◎																				◎			
		上下水道「上水道及び工業用水道」 総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)	148									◎																			◎	◎			
		水産「水産土木」 総合技術監理 (水産「水産土木」)	149	◎				◎																											
		林業「林業」 総合技術監理 (林業「林業」)	150																													◎			
		林業「森林土木」 総合技術監理 (林業「森林土木」)	151	◎				◎																							◎				
		衛生工学 総合技術監理 (衛生工学)	152										◎																						
		衛生工学「水質管理」 総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)	153										◎																				◎		
		衛生工学「廃棄物管理」 総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)	154										◎																			◎	◎		
電気工事士法 「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士	155							○																									
		第2種電気工事士 (実務経験3年)	256								○																								
電気事業法 「電気主任技術者 国家試験等」	免状	電気主任技術者 (1種・2種・3種) (実務経験5年)	258							○																									

◎ 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格

○ 主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格 (注) 特定の資格を有するものは、一般の資格を有する。

資格区分	建設業の種類 業種コード	有資格 区分 コード	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
職業能力 開発促進法 「技能検定」	2級	288																		○												
	建築塗装・建築塗装工 1級	189																		○												
	2級	289																		○												
	金属塗装・金属塗装工 1級	190																		○												
	2級	290																		○												
	噴霧塗装 1級	191																		○												
	2級	291																		○												
	路面標示施工	167																		○												
	畳製作・畳工 1級	192																				○										
	2級	292																				○										
	内装仕上げ施工・カーテン施 工・天井仕上げ施工・床仕上げ 施工・表装・表具・表具工	1級	193																			○										
	2級	293																				○										
	熱絶縁施工 1級	194																						○								
	2級	294																						○								
	建具製作・建具工・木工(※6)・ カーテンウォール施工・サッシ 施工	1級	195																											○		
	2級	295																												○		
	造園 1級	196																									○					
	2級	296																									○					
	防水施工 1級	197																				○										
	2級	297																				○										
さく井 1級	198																											○				
2級	298																											○				

その他	法第7条第2号イ該当	001	該当する項目																													
	法第7条第2号ロ該当	002																														
	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)	003																														
	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)	004																														
	地すべり防止工事士 (実務経験1年)	061																													○	
	建築設備士 (実務経験1年)	062										○	○																			
	計装士 (実務経験1年)	063										○	○																			
	基幹技能者	064	該当する項目																													
	その他	099	該当する項目																													

(※1) 建設業法施行規則第7条の3の改正により、平成27年4月1日から新たに追加される。

(※2) 配管：選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。

(※3) 鉄工：選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られる。

(※4) 鉄筋施工：選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格したものに限られる。

(※5) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。

(※6) 木工：選択科目を「建具製作作業」とするものに限られる。

専任技術者資格区分の一覧表

- ◎ 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格
○ 主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格 (注) 特定の資格を有するものは、一般の資格を有する。

資格区分	建設業の種類		有資格区分コード	業種コード																														
	業種コード	業種コード		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清		
建設業法	法第7条第2号イ該当		01																															
	法第7条第2号ロ該当		02																															
	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)		03	該当する項目																														
	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)		04																															
建設業法 「技術検定」	合格証明書	1級建設機械施工技士	11	◎				◎								◎																		
		2級建設機械施工技士	12	○				○								○																		
		1級土木施工管理技士	13	◎				◎	◎					◎	◎	◎						◎											◎	
		2級土木 施工管理技士	種別 土木	14	○				○	○					○	○	○																	○
			種別 鋼構造物塗装	15																			○											
			種別 薬液注入	16						○																								
		1級建築施工管理技士	20		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎		◎						◎	
		2級建築 施工管理技士	種別 建築	21		○																												
			種別 躯体	22				○	○						○	○	○																	
			種別 仕上げ	23				○	○		○	○			○							○	○	○	○	○		○					○	
		1級電気工事施工管理技士	27																															
		2級電気工事施工管理技士	28																															
		1級管工事施工管理技士	29																															
		2級管工事施工管理技士	30																															
1級造園施工管理技士	33																															◎		
2級造園施工管理技士	34																															○		
建築士法 「建築士試験」	免許証	1級建築士	37		◎	◎			◎				◎	◎									◎											
		2級建築士	38		○	○			○				○											○										
		木造建築士	39			○																												
技術士法 「技術士試験」	登録証	(部門) (選択科目)																																
		建設 総合技術監理 (建設)	41	◎				◎			◎						◎	◎														◎		
		〃 「鋼構造及びコンクリート」 総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	42	◎				◎			◎				◎	◎	◎																◎	
		農業「農業土木」 総合技術監理 (農業「農業土木」)	43	◎					◎																									
		電気電子 総合技術監理 (電気電子)	44																														◎	
		機械 総合技術監理 (機械)	45																														◎	
		機械「流体工学」又は「熱工学」 総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)	46																														◎	
		上下水道 総合技術監理 (上下水道)	47																															◎
		上下水道「上下水道及び工業用水道」 総合技術監理 (上下水道「上下水道及び工業用水道」)	48																														◎	◎
		水産「水産土木」 総合技術監理 (水産「水産土木」)	49	◎						◎																								◎
		森林「林業」 総合技術監理 (森林「林業」)	50																															◎
		森林「森林土木」 総合技術監理 (森林「森林土木」)	51	◎						◎																								◎
		衛生工学 総合技術監理 (衛生工学)	52																															
		衛生工学「水質管理」 総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)	53																															◎
衛生工学「廃棄物処理」 総合技術監理 (衛生工学「廃棄物処理」)	54																															◎		
電気工事士法 「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士	55																															
		第2種電気工事士 (実務経験3年)	56																															
電気事業法 「電気主任技術者 国家試験等」	免状	電気主任技術者 (1種・2種・3種) (実務経験5年)	58																															

◎ 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格

○ 主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格 (注) 特定の資格を有するものは、一般の資格を有する。

資格区分	建設業の種類 業種コード	有資格区分 コード	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清		
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
電気通信事業法 「電気通信主任 技術者制度」	免状	電気通信主任技術者 (実務経験5年)	59																							○							
水道法 「給水装置工事主任 技術者試験」	免状	給水装置工事主任技術者 (実務経験1年)	65									○																					
消防法 「消防設備士試験」	免状	甲種消防設備士	68																													○	
		乙種消防設備士	69																														○
職業能力 開発促進法 「技能検定」 書	合格証	(検定職種)	※等級区分が2級のものは、合格後1年(平成16年4月1日以降に合格した者は3年)の実務経験を要する。																														
		建築大工 1級	71			○																											
		" 2級	71			○																											
		型枠施工(※1) 1級	64			○	○																										
		" (※1) 2級	64			○	○																										
		左官 1級	72			○																											
		" 2級	72			○																											
		とび・とび工・ コンクリート圧送施工 1級	73				○																										
		" 2級	73				○																										
		ウエルポイント施工 1級	66				○																										
		" 2級	66				○																										
		冷凍空調和機器施工 空調和設備配管 1級	74										○																				
		" 2級	74										○																				
		給排水衛生設備配管 1級	75										○																				
		" 2級	75										○																				
		配管(※2)・配管工 1級	76										○																				
		" 2級	76										○																				
		建築板金「ダクト板金作業」(※1) 1級	70								○	○								○													
		" (※1) 2級	70								○	○								○													
		タイル張り・タイル張り工 1級	77											○																			
		" 2級	77											○																			
		築炉・築炉工・れんが積み 1級	78											○																			
		" 2級	78											○																			
		ブロック建築・ブロック建築 工・コンクリート積みブロック 施工 1級	79							○			○																				
		" 2級	79							○			○																				
		石工・石材施工・石積み 1級	80							○																							
		" 2級	80							○																							
		鉄工(※3)・製罐 1級	81											○																			
		" 2級	81											○																			
		鉄筋組み立て・鉄筋施工(※4) 1級	82												○																		
		" 2級	82												○																		
		工場板金 1級	83																		○												
		" 2級	83																		○												
		板金「建築板金作業」・建築板 金「内外装板金作業」・板金工 「建築板金作業」(※5) 1級	84								○										○												
		" 2級	84								○										○												
		板金・板金工・打出し板金 1級	85																		○												
		" 2級	85																		○												
		かわらぶき・スレート施工 1級	86								○																						
		" 2級	86								○																						
		ガラス施工 1級	87																			○											
" 2級	87																			○													
塗装・木工塗装・木工塗装工・屋根塗装 1級	88																				○												
" 2級	88																				○												

◎ 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格

○ 主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格 (注) 特定の資格を有するものは、一般の資格を有する。

資格区分	建設業の種類 業種コード	有資格区分 コード	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
職業能力 開発促進法 「技能検定」	建築塗装・建築塗装工 1級	89																		○												
	〃 2級	89																		○												
	金属塗装・金属塗装工 1級	90																		○												
	〃 2級	90																		○												
	噴霧塗装	1級	91																	○												
	〃 2級	91																		○												
	路面標示施工	67																		○												
	畳製作・畳工	1級	92																			○										
	〃 2級	92																				○										
	合 内装仕上げ施工・カーテン施 工・天井仕上げ施工・床仕上げ 施工・塗装・殺菌・殺菌工	1級	93																			○										
	〃 2級	93																				○										
	証 熱絶縁施工	1級	94																					○								
	〃 2級	94																						○								
	書 建具製作・建具工・木工(※ 6)・カーテンウォール施工・ サッシ施工	1級	95																											○		
	〃 2級	95																											○			
	造園	1級	96																								○					
	〃 2級	96																									○					
	防水施工	1級	97																			○										
	〃 2級	97																				○										
	さく井	1級	98																										○			
〃 2級	98																										○					
その他	地すべり防止工事士 (実務経験1年)	61					○																					○				
	建築設備士 (実務経験1年)	62								○	○																					
	計装士 (実務経験1年)	63								○	○																					
	その他	99	該当する項目																													

(※1) 建設業法施行規則第7条の3の改正により、平成27年4月1日から新たに追加される。

(※2) 配管：選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。

(※3) 鉄工：選択科目を「製缶作業」又は「鋼構造物鉄工作业」とするものに限られる。

(※4) 鉄筋施工：選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格したのものに限られる。

(※5) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。

(※6) 木工：選択科目を「建具製作作業」とするものに限られる。

建設労働者確保育成助成金のご案内 (建設事業主向け)

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

建設事業主向け助成コース・助成額一覧（平成28年度）

コース	概要	助成額	ページ
認定訓練	経費助成 中小建設事業主が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6	4ページ
	賃金助成 中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	対象の建設労働者1人1日当たり5,000円	6ページ
技能実習	経費助成 中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の9割（委託費は8割） ^(※) ただし1つの技能実習について、1人当たり10万円を上限	7ページ
	経費助成 建設事業主が雇用する女性の建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の5割 ただし1つの技能実習について、1人当たり10万円を上限	7ページ
	賃金助成 中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	1つの技能実習について1人1日当たり8,000円かつ20日分を上限	7ページ
雇用管理制度	整備助成 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の雇用管理制度助成（制度導入助成及び目標達成助成）の助成を受けた建設事業主が、本助成コースが定める若年労働者の入職率に係る目標を達成した場合に助成	職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の雇用管理制度助成（制度導入助成及び目標達成助成）の支給額に加えて60万円	17ページ
登録基幹技能者処遇向上	整備助成 中小建設事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した場合に助成	登録基幹技能者1人あたり年額10万円 ※2年目、3年目も同様に増額改定する場合はそれぞれ年額10万円を助成	20ページ
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業	経費助成 建設事業主が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3（中小建設事業主以外は1/2）	24ページ
作業員宿舍等設置	経費助成 中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舍、作業員施設、賃貸住宅を賃借した場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3（ただし、賃貸住宅は、1人最大1年間かつ月額3万円まで）	30ページ
女性専用作業員施設設置	経費助成 中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3（ただし、一の工事現場につき同一区分の助成対象施設は1施設のみ）	36ページ

※被災三県（岩手県、宮城県、福島県）については技能実習（経費助成）コースの助成率を10割に拡充しています。



建設労働者確保育成助成金 対象教育

表1

労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
〃 (低圧)	7	7
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械 (整地・運搬 ・積込用 及び掘削用) の運転	7	6
〃 (基礎工事用) 〃	7	6
〃 (解体用) 〃	7	7
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	6	3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 デリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	5	4
第19号 玉掛け	5	4
第20号 ゴンドラ操作	5	4
第20号の2 作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気または気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第38号 ①除染等業務(下段②を除く)	4	1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
③特定線量下業務	2.5	
第39号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)	6	

表2

労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する 安全衛生教育の時間

(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 別表)

区 分	安全衛生教育の時間
5 クレーン運転士安全衛生教育	6
6 移動式クレーン運転士安全衛生教育	6
7 ガス溶接業務従事者安全衛生教育	5
9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び採掘用）運転業務従事者安全衛生教育	6
9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	6
12 ローラー運転業務従事者安全衛生教育	6
15 玉掛業務従事者安全衛生教育	5

表3

労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
3 移動式クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)		
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	
6 ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	13	
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	13	
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13	
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	13	6
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	10	7
//	13	6
28 ガス溶接技能講習	8	5
31 車両系建設機械 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 運転技能講習	13	25
//	9	25
//	13	5
//	9	5
//	5	5
//	4	2

表3

労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	13	25
//	6	5
//	2	1
//	9	5
//	13	5
//	9	25
//	3	2
車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習(※)	2	
//	2	1
//	3	
//	7	
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
//	4	5
//	6	15
//	7	15
//	10	15
//	14	15
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	11	24
//	7	4
//	11	4
//	7	24
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	11	6
//	6	6
//	8	6
36 玉掛け技能講習	12	7
//	9	6
//	12	6
//	11	5
//	11	4